



利用者の視点から国民と司法の橋渡しをする「法テラス」

寺井一弘 氏 日本司法支援センター常務理事

2006年4月に設立された日本司法支援センター。「法で社会を明るく照らしたい」、「皆様があつくりあげる陽当たりのよいテラスのような場所にしたい」という思いが込められた「法テラス」という愛称で、2006年10月に業務を開始した。その経緯や理念、内容などをうかがった。



・日本司法支援センター(法テラス) <http://www.houterasu.or.jp/>

法テラスの役割

2006年4月に設立された日本司法支援センター(以下、法テラス)は、半年の準備期間を経て10月よりサービスを開始されました。まず、これまでの経緯についてお聞かせください。

寺井 この法テラスは、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために設立されました。2001年6月に「司法制度改革審議会意見書(以下、意見書¹)」が発表されましたが、その冒頭において、司法制度改革の根本的目的について「国民を統治の客体ではなく、統治の主体として位置付け、法の支配をこの国の血となり肉となるようにすること」と指摘されております。それはつまり、国民の間に生起するさまざまな紛争などが、公正かつ透明な法的ルールによって解決される社会を実現することを目指そうというものです。

これまでのわが国では真の意味で法の支配が国民の間に浸透していなかったのではないかと、という反省の上に立ち、既に法科大学院がスタートし、裁判員制度も2009年から実施されることになっています。しかしこれだけでは、法の支配は実現され得ません。なぜなら、実際に紛争に直面

する国民が、法の制度と担い手にアクセスできる環境が整っていないためです。そこで考えられたのが「司法ネット構想」でした。

「意見書」に基づき「司法制度改革推進法²」が制定され、司法制度改革推進本部³が設置されましたが、その顧問会議(座長:佐藤幸治京都大学名誉教授)において、「3つのF」というかたちで21世紀の司法像が示されました。それは国民にとって身近で分かりやすい司法という意味での“familiar”、国民にとって公正で力強い司法という意味での“fair”、国民にとって利用しやすく速い司法という意味での“fast”、この「3つのF」こそ21世紀のわが国社会を支える司法の姿だということが打ち出されたのです。この趣旨を受けて、2004年6月に「総合法律支援法⁴」が制定され、その実施機関として「法テラス」が設立されたというわけです。

「法テラス」の基本理念は、総合法律支援法に規定されているのですね。

寺井 そうです。第2条にこの法律の目的として「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す」と明記されています。それが「法テラス」の

1 参照、「司法制度改革審議会意見書 - 21世紀の日本を支える司法制度 - 」(平成13年6月12日) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

2 司法制度改革推進法:平成13年11月16日公布、同12月1日施行。司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、司法制度改革審議会の趣旨のとおって行われる司法制度改革と基盤の整備についての基本的な理念および方針、司法制度改革推進本部の設置等について定める。



基本理念になるわけです。

そうした国民と司法をつなぐパイプ役は、それまでは弁護士会などが行っていたのでは。

寺井 その通りです。日本弁護士連合会などが中心となって行ってきた法的サービスや、財団法人法律扶助協会が行っていたリーガルエイド事業などを、今度は国の責務として「法テラス」が主体となってとり行うことになりました。しかし、「法テラス」が法務省の所管となったことからそれらの事業が国民のためではなく、国の思惑にかなう制度となってしまうのではないかという疑念や危惧の声も一部に上がりました。われわれはそうした疑念を取り除くためにも、この「法テラス」が、これまで敷居が高いと言われてきた司法への国民のアクセスを容易にし、あくまでも国民の悩み、苦しみの解決のために、手厚いサービスをしていくという姿勢と実績を見せ、国民の皆さんから理解されるよう努力していきたいと思っています。

全国に50力所の事務所展開

次に、法テラスの具体的な業務内容についてご説明ください。

3 司法制度改革推進本部：司法制度改革に政府全体で精力的に取り組むため、平成13年12月、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員として内閣に設置された。平成16年11月30日をもって解散。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/>

寺井 業務内容は大きく分けると5つあります(36頁・資料1参照)。

第1の業務は「司法情報の提供」です。これは、法的トラブルの紛争解決に役立つ法制度、および関係機関の情報や資料を国民に提供するというものです。関係機関とは、弁護士会、司法書士会、自治体など、国民の相談窓口となる機関のことを指します。この情報提供を行う場として法テラスは「コールセンター構想」を打ち出しました。

第2の業務は「民事法律扶助」です。これは資力に乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料の法律相談を行ったり、必要に応じて法律家を紹介してその費用を立て替えたりするというものです。これは従来、法律扶助協会が行ってきた事業で、そっくり国が引き継いで行うかたちになりました。

第3の業務は「国選弁護関連業務」です。ご存じのように、これまでわが国では、刑事事件において、起訴されて被告人になって初めて国選弁護人を付けられるという制度でした。したがって逮捕されてから起訴までの期間は、たまたま知り合いの弁護士がいる人や、裕福な人は私選弁護人を付けられたものの、その他の多くの人は弁護士にアクセスできなかったのです。しかし今回の司法改革でこの制

4 総合法律支援法：平成16年年6月2日公布。裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするるとともに、法律専門職のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施および体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項、その中核となる日本司法支援センターの組織および運営について定める。



度が改められ、被疑者段階から権利として弁護人を付けられるようになりました。「法テラス」は、こうした被疑者・被告人の統一した国選弁護の業務に当たります。

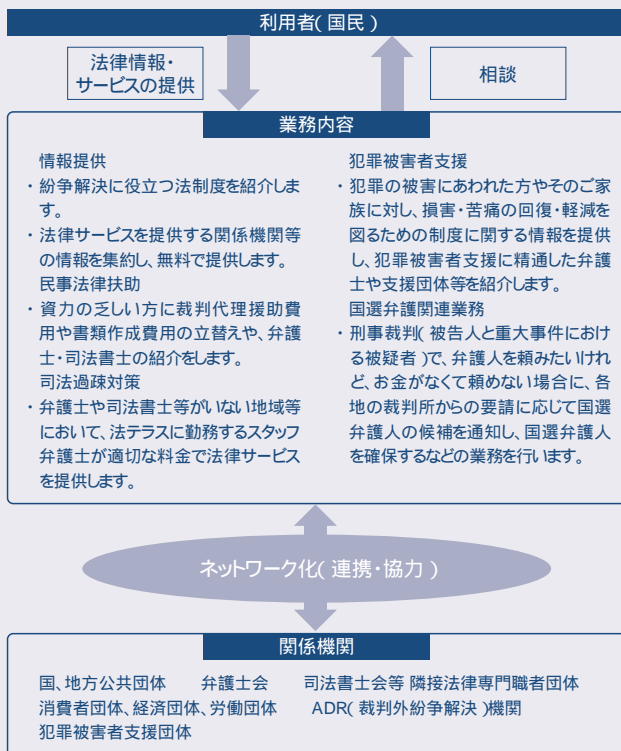
第4の業務は「司法過疎対策」です。近くに弁護士や司法書士といった法律専門家がないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域において、「法テラス」に勤務するスタッフ弁護士が法律サービスを提供する事業です。

第5の事業は「犯罪被害者支援」です。犯罪被害に遭われた方やその家族に対し、損害や苦痛の回復を図り、刑事手続に適切に関与するための情報提供を行い、支援に精通している弁護士の紹介などを行います。

以上の5つの業務に加えて、これらの本来業務に支障を来さない範囲内で、国や自治体・民間団体などからの委託業務を行うことができます。

こうした業務を遂行するために、「法テラス」は全国に設置されているわけですね。

資料1 日本司法支援センターの業務内容



出所：日本司法支援センターウェブサイト
<http://www.houterasu.or.jp/center/jigyounaiyou.html>

寺井 全国の都道府県庁所在地すべてと、北海道につい
てはその他に3カ所の地方事務所があるため、合計50カ所
になります。その他に支部が11カ所、さらに出張所や地域
事務所などがあります。

毎日2000件の電話に対応

東京の本部、それに全国50カ所の地方事務所職員
と、勤務するスタッフはどのくらいの数ですか。

寺井 おおよそ550名です。それに加えて、先に話をしまし
た司法過疎対策に当たるスタッフ弁護士があり、さらに国
選弁護などのために契約している弁護士が全国に約8,500
名、司法書士が約3,500名おります。

まだ業務開始から間もないですが、利用状況はい
かがですか。

寺井 法律扶助協会からの民事法律扶助業務の引き継
ぎは順調に終わり、また国選弁護の方もトラブルなく順調に
滑り出しています。

情報提供業務は非常に大きな反響がありました。中野区
の分室に設けたコールセンターには、平日の朝9時から夜9
時まで、土曜日は朝9時から夕方5時までの受付で、約100名
のオペレーターやスーパーバイザーが全国からの電話を受
ける体制になっています。サービス開始から約10日間で2万
件近い数の電話を受けています。1日ざっと2,000件で、ひっ
きりなしに電話が鳴っている状態でした。

コールセンターでは、どのような案内をされている
のですか。

寺井 コールセンターでは、必要に応じて、その電話を全国
の法テラスの地方事務所に転送したり、あるいは弁護士会
や司法書士会に転送したり、相談機関等をお教えして利用
者が自分で訪ねていくことができるように紹介したりといっ
たことを行っています(右頁・資料2参照)。

コールセンターで直接相談を受けるということはい
いのですね。

寺井 あくまでも情報提供であって、法律相談ではありません
。ですから、相談できる窓口を紹介し、ときには選択肢を
示し、あとは利用者の判断に任せることになります。

そのような意味では、オペレーターは法律知識のあ

る専門家である必要はないのですね。

寺井 法律の専門家ではありませんが、そのほとんどが消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーなどの有資格者がほとんどで、いわば利用者の目線に立って話を聞くプロというわけです。ただのオペレーターではなく、これまでも市民の生活相談に乗ってこられたようなベテランの方たちです。

「2割司法」の隙間を埋める

この1日平均2,000件という数字は、当初の予想と比べていかがですか。

寺井 1日2,000件という数字は、対応できた電話の件数ということです。電話をいただいたけれども話し中でつながらなかったという方は入っておりません。この数字が多いか少ないかは、まだ言うべき時期ではないと思いますが、10日間の数字を見て、国民は本当に司法へのアクセスを望んでいたのだということを実感させられております。

これまで弁護士会などで行われてきた法律相談などの規模と比べても、10日間だけで2万件の電話があったという事実は大きな意味を持つのではないのでしょうか。

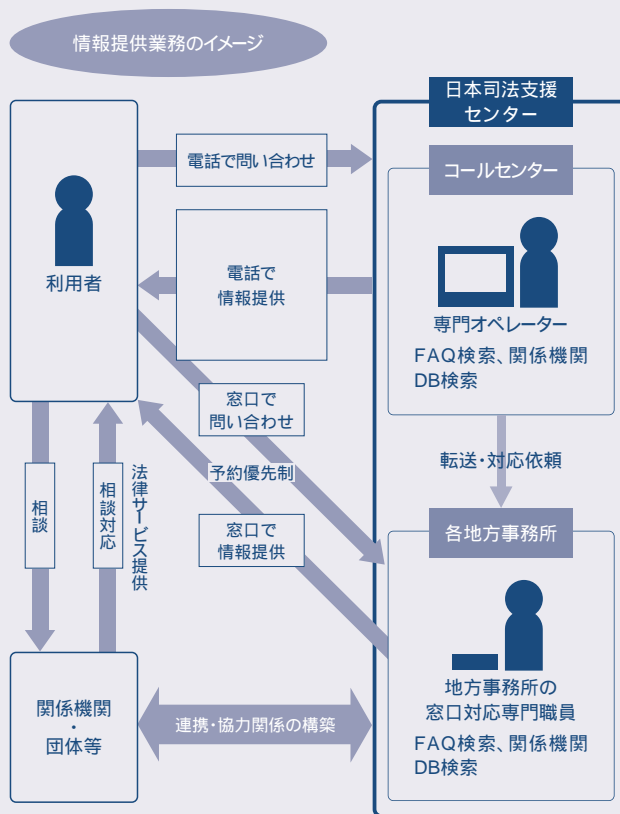
寺井 やはり当初、いろいろな疑念などもありましたが、こうしてスタートしてみますと、司法を国民の目線に近付けるという、この「法テラス」の存在意義は確かなものなのだと思っております。このセンターができて良かったと、素直に感じています。

これまでわが国には「二割司法」という言葉がありました。つまり、司法は十割のうち二割しか役割を果たしておらず、残りの八割は泣き寝入りとか、地域のボスが仲裁したり、暴力団が介入したりといった状況と評されてきました。本来司法が果たすべき役割の八割に空白の部分があったのではないかということです。それを少しでも埋めていこうというのが、「法テラス」の大きな目的だったのですが、それが徐々に実現できる方向性が見えてきて、法の支配が全国の隅々まで行き渡るような社会に進んでいけるのではないかと実感があります。

「法テラス」の存在については、これからさらに国民に浸透させていく余地がありますね。

資料2 情報提供業務について

情報提供業務とは、利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報や、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を提供する業務です(総合法律支援法第30条第1項1号)。なお、情報提供業務は、弁護士や司法書士等が、個々のトラブルの内容に応じて法的判断を行い、解決方法をアドバイスするという法律相談とは異なります。



出所：日本司法支援センターウェブサイト
http://www.houterasu.or.jp/center_riyoubu/jouhou_teikyuu.html

寺井 例えば、裁判員制度は国の司法の骨格を支えるものですが、「法テラス」は、国民の法的な悩みに応えるサービスのようなものであることから、国の予算のかけ方を見ても、必要最低限というような状況です。裁判員制度と「法テラス」では、広報の予算規模が残念ながら1桁も2桁も違うというのが現実です。裁判員制度ではタレントを起用して宣伝していますが、私どもにはそういった経済的余裕がなく、広報活動には苦勞しています。ただ新聞やテレビ、雑誌などが積極的に取り上げてくださり、徐々にですが広まってきたという感じがします。

国民にしてみれば、「法テラス」についても切実なニーズがあるように思われますが。



寺井 そういったニーズに応じていくためにも、いろいろな媒体で取り上げていただきつつ、より多くの方に知っていただき、ご利用いただけたらと思っています。

法律専門職、自治体との連携

「法テラス」の事業の遂行には、法律専門職の方々との連携が不可欠だと思います。

寺井 私どもがいくら国民と司法のアクセスを良くしても、実際に相談にあたり問題を解決するのは法律専門職の方です。したがって、弁護士や司法書士などの連携、協力体制は非常に大切であると考えています。そのような意味では、日弁連や日司連、各地の弁護士会、司法書士会等も、大変協力的でありがたく思っております。

自治体との協力関係もあるのですか。

寺井 自治体との連携についても、これまでの設立準備段階から地方協議会という組織をつくり、例えば鳥取県の片山善博知事などは非常に熱心に協力していただいていますし、各地の市長や市議会といったところとも、次第に協力関係を築いてきております。また、自治体の法律相談事業など、窓口業務との連携も必要だと思っており、さらに連携を強化したいと考えています。つまり、従来は弁護士会の法律相談、司法書士会の法律相談、自治体の法律相談と、それぞれ縦割りで行われていたわけですが、それに対して国民は、自分の悩みをどこで相談すればいいのか分からないという状況でした。そうした縦割りのものを、横に連携させて、「法テラス」が文字通りそのセンターに位置して、利用者に役に立つようなかたちでサービスを提供できればと思っています。

また、今年度は6カ所の司法過疎地域にスタッフ弁護士を送り出していますが、そうした司法過疎地域の自治体や首長さんから大変喜ばれており、直接「法テラス」本部までお礼に来られた方もいらっしゃいます。いずれは全国から弁護士のいない地域がなくなるよう取り組んでいきます。

これからの課題

今後の課題として意識されていることはありますか。

寺井 まず第一に、コールセンターに相談に電話をかけてきた方を絶対に「たらい回し」にしないことです。特に犯罪被害者の場合、言いたくないことを話して相談しているのに、別の場所に回されるたびに、同じ事を何度も何度も説明しなければいけないという事態は絶対に避けたい。どうすれば素早く、「たらい回し」にしないで悩みを解決して差し上げるのか、それが一番の課題だと私は思います。そのためにも、先ほどのご指摘のような専門職や自治体等との連携を深めていくことが不可欠だと考えています。

二番目の課題は、民事法律扶助についてです。これまで司法の外に放置されていた方々に、司法により救済されるということを知っていただき、無料で法律相談を受ける方法を紹介したり、必要に応じて「法テラス」が裁判費用等を立て替えるわけです。ところが、「法テラス」は国の財政で賄われているわけですから、そうした件数が増えてくると、その予算の限度に達します。その限られた予算の範囲内で、どう効率的に運営していくか、そうしたことが民事法律扶助における課題だと考えています。

三番目は国選弁護についてです。先ほど、これまでの被告人弁護ではなく、被疑者弁護が始まったという話をさせていただきました。これは第一段階では、年間約7,000件程度発生する法定合議事件からスタートしています。ところが2009年の春には、被疑者弁護が必要的弁護事件の範囲まで拡大します。そうすると、事件数が現段階の10倍にも増えるわけです。しかも被告人弁護なら、第一回の公判期日が決まってから依頼を受けられるので時間的にも余裕がありますが、被疑者弁護の場合には、逮捕・勾留されている間に被疑者と面会しなければならないわけです。こうした事態が、あと二年半後には必ずやってきます。われわれはこれを「2009年の対応体制問題」と呼んでいます。国選弁護についてはそれが極めて大きな課題だと思っています。つまり、すぐに要請を受けて行動してくれる弁護士が全国どこにでも用意できるのか、という問題です。都会はまだよいのですが、地方や司法過疎の地域においてどこまで体制を作り、弁護の質を維持しながら活動していけるのか、逆に、これができればわが国司法史において画期的なこと、ぜひともやり切らなければならないと考えています。

真の民主国家の実現のために

今後のご活動予定をお聞かせください。

寺井 まず広報活動ですが、今後は、限られた予算の中で、全国紙での広告展開や電車の中吊り広告、ラジオの番組での紹介など、普及活動に力を入れていこうと考えています。さらに、もう少し仕事が落ち着いて余裕ができた段階になったら、子どもが各地に出かけて、講演会や説明会を開催し広めていくつもりです。

先般、私は京都の立命館大学に招かれて講演をしてきたのですが、法律家を目指す若者でさえ、まだ「法テラス」について知らない人が少なくなかったことを考えますと、国民の間ではまだあまり知られていないということを感じています。広報活動はこれから重点的に取り組むべき課題です。

利用者がサービス内容に満足すれば、口コミの効果も期待できるかも知れません。

寺井 その通りです。まずはサービスをきちんと提供できるか、それが基本です。110番や119番なら誰でも知っている電話番号ですが、それと同じように、いつか誰もが「法テラス」の電話番号0570-078374番を「おなやみなし」と覚えてくれる時代がくれば良いと願っています。何かが起きたときに、「そうだ、法テラスがある」と誰もが思える社会になれば素晴らしいことだと思います。

それから、私がとても大事だと感じていることに、司法教育の強化ということがあります。特に学校教育の中で、子どもたちに司法に対する理解を深めてもらい、国民のために司法が役立つのだということを知ってもらうことが何よりも必要だと思っています。私は、国民が司法制度を身近に感じることができる社会が整ってきたときに、裁判員制度の実質的な基礎ができるのではないとも思います。

それこそが司法制度改革が目指したところの「国民が統治の主体になる」ということですね。

寺井 そうです。しかし、まだまだ国民は統治の客体で、統治する側に対する「お上意識」が強いのが現状です。お上に甘え、お上に頼み、お上は何もしてくれないと、今度はお上を批判するようになる。こうした「お上意識」が、戦前から戦後にまで引き継がれております。そうではなくて、国民ひ

とひとりひとりが自ら統治の主体であるという意識を強めることによって、日本がこれから真の民主主義国家になっていくのではないかと、私は思っています。だからこそ、教育が大事なのです。高校や中学の教科書には、残念ながら司法についての丁寧な解説などほとんどなされていません。そこで、この「法テラス」の存在意義が高まって、学校の教科書などにも取り上げられていけば大変嬉しく思います。

最後に、これから法律職を目指す若者、現在、法律職に就いている方々に、メッセージをお願いします。

寺井 これまで法律家は、一般国民の方々にとって敷居が高かった、それは法律というものが自分たちの生活を締め付けたり、支配するものになってしまっている意識の方が強かったからではないでしょうか。これから法律家を目指す人は、もっと法律を国民に身近なものとして、いつでも法の支配が光となって幸福を追求できるような社会をつくることを目指す姿勢で取り組んでいって欲しいと思います。

法律専門職というのは、確かに職業選択の一つであることには間違いはありませんが、営利を目的とするだけではない、社会性、公共性の高いプロフェッショナルな集団だということを強く認識していただきたく思います。誤解をおそれずに言うと、営利を追求するのみであれば別の職業を選べばいいのであって、たとえ質素な生活をして、社会のため、公共のために役に立ちたいと考えるような人に、法律専門職を目指して欲しいと思います。そして、そのような人が司法試験に合格し、「法テラス」に来ていただけることを、心から切望いたしております。

日本司法支援センター常務理事

寺井 一弘(てらい かずひろ)

1970年弁護士登録。1989年日本弁護士連合会常務理事。1995年関東弁護士連合会常務理事。1995年東京弁護士会副会長。1996年日本弁護士連合会刑事弁護センター委員長。1997年日本弁護士連合会米国司法制度視察調査団団長。1998年司法試験管理委員会委員。1998年日本弁護士連合会事務総長。2002年日本弁護士連合会司法改革実現本部副本部長。2004年法務省総合法律支援準備室顧問。2006年4月日本司法支援センター常務理事(現職)。著書に『まちづくり権』(花伝社・2004)、『アメリカの刑事弁護制度』(共著/現代人文社・1998)、『刑事弁護の技術』(共著/第一法規出版・1994)、『西欧諸国の法曹養成制度』(共著/日本評論社・1987)など。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。 h-bunka@lec-jp.com